

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成30年6月7日（第1日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから平成30年平泉町議会定例会6月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会6月会議に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から平成30年2月から4月までの現金出納検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会6月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

なお、佐藤京子平泉保育所長から親族の葬儀のため本日欠席する旨の申し出があり、議長においてこれを許可しましたのでご了承願います。

次に、定例会3月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会議員から、一部事務組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会の報告を願います。

一関地区広域行政組合議会議員、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

5番、真竈光幸です。

一関地区広域行政組合議会につきまして、その概要を次のとおり報告をいたします。

平成30年6月7日。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。一関地区広域行政組合副議長、升沢博子。議員、真竈光幸であります。

平成30年3月22日木曜日、午前10時より一関市役所議場におきまして第36回一関地区広域行政組合議会定例会が開催されました。

はじめに、勝部管理者から行政報告がなされました。内容につきましては、奥州金ヶ崎行政組合からの家庭一般廃棄物の一時受託についてであります。これは、胆江地区衛生センターの焼却施設改修や発電などの基幹的設備の改良工事において、焼却炉の休止期間であります平成31年2月から3月までの間における家庭系廃棄物の一部の焼却処理の委託を受託するとしたものであり

ます。

23ページの裏面をご覧ください。

付議事件につきましては、議案第1号から第10号まで、全ての議案が原案のとおり可決されました。内容につきましては、24ページから100ページまで議案書写しを添付しておりますのでお目通しをいただきたいと思えます。

以上で一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

101ページをお開きいただきますが、最初に訂正をさせていただきます。102ページの裏になります。一番裏になりますが、5月30日、「一級河川太田川筋内水対策施設運転稼働式」となっておりますが、「一級河川太田川内水排除訓練」ということになります。6月2日の登米市国際リニアコライダー誘致推進協議会設立総会と6月6日の農業農村整備推進大会になりますが、これが削除されます。そして、新たに、6月5日になりますが、平泉芭蕉祭全国俳句大会実行員会の総会、役場で開催され、出席者は町長ということに訂正をお願いしたいというふうに思います。

それでは、101ページをお開きください。

3月11日、陸前高田市東日本大震災追悼式が行われております。

3月18日になりますが、世界遺産平泉シンポジウムが開催されております。

3月25日になりますが、東北風土マラソン&フェスティバル2018、登米市、栗原市、一関市、平泉町での4市町連携での開催であります。同日、この日に4市の首長の懇談会も開催されております。登米市であります。

3月27日、総合発展計画の審議会が開催されております。

次のページになります。

4月1日、一関・平泉地域連携DMO発足式が開催されております。発足されております。

4月10日、町立幼稚園・平泉保育所の入園式が開催されましたし、同時に東稲山さくらの会の総会が開催されております。

4月14日になります。第5分団の屯所新築移転披露祝賀会が開催されております。

4月16日になります。観光振興に係る連携協定の締結式が役場で開催されております。

4月21日になります。一般国道284号室根バイパスの開通式と同時に、その日になりますが、西行桜の森の植樹会も開催されております。

5月1日になります。藤原四代公の追善法要が開催され、春の藤原まつりが5日間開催された

ところであります。

5月10日になります。東北I L C推進協議会の総会が宮城県仙台市で開催されております。

5月17日になりますが、「金色の風」豊作祈願祭が町内、中尊寺で法要が行われておりますと同時に、その後になりますが、本年は江刺の岩谷堂で「金色の風」の田植えが行われております。知事が田植え機に乗って田植えをしたということになります。

5月24日、新規高等学校卒業者雇用要請活動、平泉商工会、そして一関商工会議所に行っているところであります。

5月28日になります。東北「道の駅」連絡会の総会が仙台で開催されております。東北六県のそれぞれ代表が発表するわけですが、今回は岩手代表として平泉道の駅を私のほうで発表させていただいたところであります。

5月30日、先ほど訂正させていただいたところでありますが、一級河川太田川内水排除訓練、鈴沢川の太田川に出るところ、排出される場所ですが、今年度排水処理施設が完成いたしまして、その稼働も一緒にしながら排除訓練をさせていただいたということになります。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、真竈光幸議員、6番、高橋伸二議員を指名します。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会6月会議の会議期間は、本日から6月14日までの8日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から6月14日までの8日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議長（佐藤孝悟君）

ここで、説明員及びその委任を受けた説明員の方々の退席を求めます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時14分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

日程第3、常任委員の選任についてを行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。なお、議長は議会全体を統理する立場から常任委員を辞退したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

委員長及び副委員長が決まっておりますので、議長において直ちに常任委員会を招集します。総務教民常任委員会の会議場所は委員会室1、産業建設常任委員会の会議場所は委員会室2において、それぞれ委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩とします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時28分

議 長（佐藤孝悟君）

再開します。

日程第4、常任委員長及び副委員長の互選についての結果を事務局長に報告いたさせます。

議会事務局長（千葉登君）

それでは、常任委員長及び副委員長の互選の結果について報告いたします。

総務教民常任委員長、7番、升沢博子議員、総務教民常任副委員長、5番、真竈光幸議員。産業建設常任委員長、10番、千葉勝男議員、産業建設常任副委員長、2番、高橋拓生議員です。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

以上、事務局長の報告のとおり委員長及び副委員長が選任されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第5、議会運営委員の選任についてを行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、2番、高橋拓生議員、5番、真竈光幸議員、7番、升沢博子議員、10番、千葉勝男議員、11番、寺崎敏子議員を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

委員長及び副委員長が決まっておりますので、議長において直ちに議会運営委員会を招集します。委員会室2において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議 長（佐藤孝悟君）

再開します。

日程第6、議会運営委員長及び副委員長の互選についての結果を事務局長に報告いたさせます。

議会事務局長（千葉登君）

それでは、議会運営委員長及び副委員長の互選の結果について報告いたします。

議会運営委員長、5番、真竈光幸議員、議会運営副委員長、2番、高橋拓生議員。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

以上、事務局長の報告のとおり委員長及び副委員長が選任されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

日程第7、報告第4号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、最初に報告案件1件につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

報告第4号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度繰越明許費に係る歳出予算の繰り越しについて別紙のとおり報告する。

議案書2ページをお開きください。

平成29年度平泉町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、平泉スマートインターチェンジ周辺土地利用事業。

金額、250万円。翌年度繰越額、250万円。

財源の内訳は記載のとおりでございます。

以上のとおり報告させていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

2点お伺いをしたいのですが、いわゆる繰越明許費の扱いについてですけれども、平成29年度予算が成立をして1年間執行期間があったわけでございます。予算額と同額、250万円がそのまま翌年度に繰り越しということになった理由というのはどこにあるのかということが一つ。

それから、事業名が平泉スマートインターチェンジ周辺土地利用事業というふうになってございますが、スマートインターチェンジ工事との関連もあるのやと思いますけれども、この事業名との関連を含めてお伺いしたいと。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

ご質問のスマートインターチェンジ周辺の土地利用に係るこの繰越明許費についてご説明いたしたいと思います。

平成29年度の当初予算で計上していたものでございますが、このスマートインターチェンジ周辺の土地利用計画を平成29年度でつくっていく予定でございましたけれども、庁舎内の合意、地権者合意等を含めまして非常に時間を要したということで平成30年度に繰り越して行っているということになります。契約自体は、契約いたしまして、平成29年度段階の末で契約しまして平成30年度に繰り越したというものでございます。

今現在、昨日事業者説明等々も含めまして事業を今動かしているということでございますが、非常にこのスマートインターチェンジの周辺の土地利用に関するところが非常に合意形成等難しいところが多くて、ちょっと時間を要して繰越明許事業になってしまったということでございます。

あと、事業名につきましてですけれども、スマートインターチェンジの周辺の土地利用、これをどのように進めていくかということで、平成28年度段階で、スマートインターチェンジの周辺につきましては商業施設等平泉の新たな魅力をつくるような場所にしていきたいというところを交渉したところでございますけれども、地権者合意等に非常に時間を要するというところですのでこのような名前にさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

地権者合意に時間を要したということと、いわゆる既に構想の説明がされている商業施設のかかわりがあるということなのですが、250万円という金額からすれば、これは実質的には調査費か何かなのでしょう。いわゆる地権者合意とは直接かかわらない事業の部分だというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

繰り返しになりますけれども、この事業、非常に越えていかなければいけないハードル等かなり多くて、その一つが地権者の合意でございますし、その上にも町民合意もあるわけでございますが、それらにつきまして資料作成等々も必要になります。さらに、その事業手法も確定させていく段階で土地区画整理事業を行いたいとは考えておりますが、それを進めていく上での事務補助もでございます。あとは、さらにはここに進出したいというふうに意を示している事業者との事業者連合体をつくる、そこまでの事業という形になっておりますので、これらを全てクリアしまして、契約繰り越しいたしまして10月31日までにそれらの事務を終える、それらの事務補助をしていただくという形になっております。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第8、議案第28号、東北自動車道（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業及び町道祇園線函渠新設事業の実施に関する平成30年度契約の締結に関し議決を求めることについて、日程第9、議案第29号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第2号）、事件案件1件、補正予算案件1件、合計2件を一括議題にしたいと思います。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、契約案件1件、補正予算案件1件、計2件につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

議案第28号、東北自動車道（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業及び町道祇園線函渠新設事業の実施に関する平成30年度契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

東北自動車道（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業及び町道祇園線函渠新設事業の実施に関する平成30年度契約の締結に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1つ、契約名、東北自動車道（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業及び町道祇園線函渠新設事業の実施に関する平成30年度契約。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字祇園地内。

契約金額、3億2,375万9,830円。

受託者、住所、岩手県北上市北鬼柳16地割73番地2。氏名、東日本高速道路株式会社東北支社、北上管理事務所長、柴田裕之でございます。

次に、議案書4ページをお開きください。

議案第29号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度平泉町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ593万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,593万3,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号及び議案第29号の合計2件の議題については、最終日の本会議で議決することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第10、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、真竈光幸議員、登壇質問願います。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

質問通告1番、真竈光幸であります。

平成30年度6月定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

今回質問させていただきますのは、大きく2件であります。

1件目の質問は、平泉町の観光誘客についてであります。インバウンド需要が高まる中、外国人旅行者の増加が見込まれております。そこで、このことに係る課題につきまして2項目の質問をいたします。

1つ目に、外国人観光客の誘客について、SNSを活用する本町の取り組み方についての考えを伺います。

2つ目に、平泉町内を訪れました観光客の感想や要望などの分析について観光政策にどう生かされているのか伺います。

2件目の質問は、防災・住民生活支援としてのドローンの活用についてであります。このことについて3項目の質問をいたします。

1つ目に、防災・減災の観点から、ドローンの活用について見解を伺います。

2つ目に、近々未来の超高齢者やひとり暮らし高齢者生活支援への活用も有効と考えますが、その見解を伺うものです。

3つ目に、ドローンを活用した生活改革を目指す実証実験を目指せないかを伺います。

質問は以上であります。答弁よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

1 番の観光誘客についてのご質問であります。

外国人観光客の誘客について、SNSを活用する本町の取り組み方についてのご質問にお答えをいたします。

本町の外国人観光客の入り込み数は、平成28年が約3万2,000人、平成29年が約4万人とここ数年で急激に増加しており、国のインバウンド対策や来年のラグビーワールドカップ、再来年の東京オリンピック開催などにより、日本が諸外国にさらに注目され、訪日外国人観光客が増加することが見込まれます。

議員ご質問のソーシャル・ネットワーキング・サービス、いわゆるSNSを活用した観光誘客の取り組みについて、インターネットを介して瞬時に日本の情報を世界各地に発信できるこのツールは、観光の分野においても今や欠かすことのできない情報発信ツールとなっております。フェイスブックやインスタグラムなどは世界各国の人々が広く使用しており、観光地を訪問した際の観光情報を手軽に発信することができることなど、世界の人々は日本や平泉の情報を世界のどの場所においても入手することができます。現在では、インターネット上のブログなどで情報を発信し、そのアクセス数が多く、世の中に影響を与える人のことをパワーブロガーと呼び、観光分野においてもパワーブロガーの存在は大きなものとなっております。

町では、本年4月にタイのパワーブロガーを招請し、遠野、花巻、平泉の観光地を周遊しながら、その訪問の様子や観光情報、日本の風景などを世界各地に発信していただきました。また、5月には、香港の旅行会社に所属し、国内の観光地で写真撮影をしながら観光情報を海外向けにも発信する人気モデルの猫が平泉を訪問して町内の史跡で撮影をしており、今後SNSなどを通じて平泉のすばらしさを世界に発信していくこととなります。

このように、SNSで瞬時に世界が結ばれ、平泉の観光情報や世界遺産の価値を情報発信することで、国内外の方々が平泉に興味を持っていただけるよう、今後さらにインターネット、SNSを活用した観光誘致活動に取り組みながら町の観光施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、(2)の町内を訪れた観光客の感想や要望等の分析について、観光政策にどう生かされているのかのご質問にお答えをいたします。

本町を訪れた観光客からの感想や要望についての対応については、その場の対応が悪いとか不愉快な思いをしたといったすぐ対応が可能な内容については、原因となった部署に連絡をし、改善を求めています。また、すぐ是正が難しい内容については関係機関と情報共有することとしており、これらの意見や要望については、改めて地域を見直す機会となったり、観光施策についてのヒントとなる事項もあることから、記録にとどめ、毎年度の予算編成や計画策定の折に政策に反映するよう心がけているところでございます。

2 番の防災・住民生活支援としてのドローンの活用についてのご質問。

(1) 防災・減災の観点からドローンの活用についてのご質問にお答えをいたします。

遠隔操作で行う無人飛行機「ドローン」は、昨今、さまざまな分野での活用が図られてきております。防災・減災の分野におきましては、2016年に発生した熊本地震などでも人や車が立ち入ることのできない場所での捜査などに活用されているところであり、今後、時代の流れ、社会情勢によりあらゆる分野での活用が図られるものと考えております。

議員質問でございます町内における防災・減災の分野でのドローンの活用についてでございますが、近年、民間企業や自治体においてもさまざまな分野でドローンが活用されているところであり、また突発的な災害の発生が懸念される気象状況を鑑みますと、防災・減災対策の備えとして必要なツールであることと思っておりますが、機器の導入費用や操縦技術者、安全運航管理者の養成、維持管理費、法規制や有効的な活用方法などにつきまして、岩手県、県内市町村の動向や民間企業活用など注視しながら検討してまいりたいと思っております。

次に、(2)の近々未来の超高齢者やひとり暮らし高齢者生活支援への活用も有効と考えるのがご質問にお答えをいたしたいと思っております。

ことし4月末現在の高齢化率は36.5%と年々上昇しており、またひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加しているのが現状であります。地域によっては高齢者の生活援助のため買い物支援を行うなど、取り組みを行っている例もあります。ドローンは遠隔操作により物資の配達が可能という性能から日常品の配送を行えるなどの情報もありますが、現実的にどのようなシステムでどのように活用できるか、法的規制など不明な点も多く、今後他自治体での活用方策などを参考にさせていただきながらさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、ドローンを活用した生活改革を目指す実証実験を目指せないかのご質問にお答えをいたします。

さきに答弁させていただきました(1)、(2)でお答えした内容と重複しますが、機器の導入費用や操縦技術者、安全運航管理者の養成、維持管理費、法規制や有効的な活用方法などにつきまして、岩手県、県内市町村の動向や民間企業での研究や活用、実証実験として活用できる補助事業等を注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

それでは、何点か再質問をしたいと思います。

インバウンド需要が高まる中、訪日客の中でも外国人の個人の旅行者が非常に増えているという実態があります。国交省の観光庁のデータにおきましては、この消費動向調査を見ますと経済効果が莫大なものであるという数字が出ております。平成29年4月から6月期の四半期の調査結果を見ますと、消費金額は1兆776億円、前年同期に比べて13%の増加となっております。こうした背景から、戦略としてのインバウンド事業が必要だというふうにされているところであります。

この外国人旅行者の特徴につきましては、訪日前、滞在中にSNSを通じて情報収集を行って、個人の嗜好に合った旅行スタイルを設定すると。そして、幅広い地域を訪れる傾向が強いというふうにデータ上は出ております。本町を訪れました外国人観光客の国別統計といったデータがあれば、お知らせいただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

先ほど町長が答弁申し上げたように、平成29年の海外からの外国人観光客の入り込み総数は4万人でございました。このうち最も多いのが台湾の2万6,000人ということで、約66%が台湾から訪れておいでになります。次に多いのがタイということで6%、次が中国の4%というような状況となっております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

いわゆる東アジアの市場的には、中国、それから台湾、韓国、タイ、ここが圧倒的に多いということが出ております。1位は中国で、735万人が昨年日本を訪れているということであります。それから、台湾については456万人であります。東アジアの合計が、昨年度の日本を訪れた観光客2,869万人のうち2,129万人が東アジアの4市場の国々であります。日本を訪れている外国人の3分の2が東アジアの方々だということでございます。

そうしますと、やっぱりこういった国の方々がどういった観光を好むのか。「YOUは何しに日本へ？」という番組がありますが、そういった傾向を調査する、それから分析をするという動きがやはり必要なのだろうというふうに思います。

外国人が日本へ来る、世界ランキングですと日本は世界第15位であります。2016年ベースです。これは、今年度3,000万人を越えることは確実で、そうしますとベストテン入りするというふうに言われておるところであります。

そこで、先ほど町長から答弁をいただいた、この平成28年から8,000人の外国人観光客が増加をした、これについて、これはSNSの活用の効果があったというふうな見解をお持ちでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

観光客の増加につきましてはさまざまな要因があるというふうに分析してございます。1つは、今、真竈議員から今お話があったように、国でもかなり力を入れてまして誘客に力を入れております。このことから、国では交付金などを設けまして、地域の活力を導入して誘客できるような体制を組んでおります。平泉町でも、さまざまな自治体と連携しながら、誘客に向けて努力をして

おります。交付金を使いまして、例えば二次交通の整備であったり、また現地に赴いての誘客事業であったり、あわせて先ほどお答えいたしましたようにパワーブロガーの皆さんをこちらに招請いたしまして発信をしていただくというような、そういうものもあわせて行っているところです。

どの項目がどのように影響したかという、なかなか分析は難しいのですが、今お話しされたように、SNSの発信というものも大きな要因があるというふうに考えてございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

それで、外国人の観光客が増えている理由として、当然、円安であったり、それから格安航空券、LCCというものが利用できる、先ほど課長が答弁されたように官民挙げての取り組みが功を奏してきているという。何よりも、やはり安心できる、治安がいいということで非常にリピーターが多いという実態があります。

その台湾の話になりますと、特に香港、台湾からの観光客の8割がリピーターというふうに言われております。もう一度日本に来たいかという設問に対しまして、外国人の観光客の「もう一度来たい」という、この観光庁の実施した調査結果では何と93.3%の方々が「もう一度訪れたい」ということであります。

そこで、新たな観光ルートの開発といったものに当然取り組んでいかなくちゃいけないと思います。SNSの口コミ情報を頼りにこれから地方を回る外国人はもっと増えるだろうと言われております。今までは、東京、大阪、名古屋、横浜、このあたりに集中していた外国人の個人旅行者は、北へ向かう、南へ向かうということで、日本の南北に長い国土をいろんな地方を目指していく。その目指すツールとしては、SNSを有効活用して情報を入手するといったような動きに間違いはないと思います。

それで、我が町内でパワーブロガーの方に発信をしていただいているというお話がありました。岩手県の中では、いわゆるインスタ映えするスポットということで花巻の宮沢賢治童話村が挙げられております。本町における一番の人気スポットというのはどういったところになっているか、おわかりでしたらお知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

平泉にお越しいただく観光客の多くは台湾からのお客様が多いということで先ほどはお答えしたところです。特に、台湾の方々は、台湾は四季がはっきりしておらず、余り紅葉とか桜というものがないというような地形に住んでいることもありまして、こちらで大変魅力を感じるというふうにお答えいただく内容については、インスタ映えスポットの3カ所ということで、1位が中尊寺の境内の紅葉、2番目に多いのが毛越寺の庭園周辺の紅葉、そして3つ目として県道300

号線の桜並木というふうなお答えが大変多くなっております。先ほども申し上げたように、自然とか、それから季節の花というものに大変魅力を感じているというようなお答えが多くなってございました。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

やはり日本は四季がはっきりしている国ということで、非常に外国人には人気が高い。なおかつ東北には、雪の風景といいますか、雪の活用、冬の風景が非常に好まれている。台湾には、当然雪云々といったものは、タイとか東南アジアの方々は非常にウィンタースポーツといった面も含めて日本の雪を見にきていただけるといったような取り組みを東北北3県は取り組みをしているところだというふうに認識をしております。

そこで、フォトコンテスト的に福岡などでは取り組んだり、和歌山県などでも取り組んでおりますけれども、そういったキャンペーンといいますか、フォトコンテスト、もしくはインスタグラムでのキャンペーンなどで返礼品をプレゼントするといったような取り組みについてはどんな形で行われているかお知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

おとしの取り組みといたしましては、例えば浴衣で町歩きというようなことで、例えば浴衣を着て町内を歩いて、そこで撮影をしていただいた方にはプレゼントをしたりというような取り組みを過去には行ったことがございます。

先ほど来申し上げているように、冬とか雪というもののももちろん魅力的な商品だというふうに思います。ただ、冬、雪というものは、一瞬見て、何か体験するというものについては、平泉についてはなかなかまだそこまでの作り込みができていないということもありまして、どうしてもスキー場がある県北のほうに誘客が動いてしまうというようなことがございます。

今、議員さんからお話いただきました、インスタ映えするスポットの写真を撮ってそれでキャンペーンなどをというようなご提案でございましたが、大変有効な手段だというふうに受けとめてございます。ただ、実施に当たりましては、平泉の特性ということで、寺院等が写っている場合につきましてはその寺院の著作権というものもございますので、その了解をいただいて、その審査をいたしましてから発信していかというあたりのところの手续とか、あとどういうシステムで内容を詰めて公表していくかというような、そういうようなこともございますので、その事業を行うための財源と、あとあわせてそれぞれのスポットのところの史跡の著作権が発生するようなどころのご了解と、そのあたりも含めて事業を実施することになろうと思っておりますので、関係機関との連携調整が若干必要になってくるというふうに認識してございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

岩手県の取り組みとして、SNS上で強い影響力を持つユーザー、いわゆるインフルエンサーの活用で多くのフォロワーに情報を届けたという成功事例があります。平泉を宣伝するようなマスコットキャラクター的な取り組みを目指すということについては、どうお考えですか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

先ほど町長の答弁で申し上げたように、香港の大手旅行会社に所属している猫、ニャン吉という名前なのですが、ニャン吉が町内を旅してその写真を発信したところ、1カ月で116万のアクセス数があって、いいね！というようにご回答いただいた方は3,000件ぐらいございました。このように、大変影響力があるブロガーが発信するというのは大変影響力が大きいというふうには認識してございます。

ただ、今、例えばということで猫とか犬とかというようなマスコットキャラクターをつくってというようなご提案でございましたが、ご承知のとおり、平泉は800年の歴史を持つ世界遺産の町でございます。今、ゆるキャラということで「きよひらくん」が活躍をしているところですが、この「きよひらくん」をつくるに当たっても、3代、本当に有名な清衡公の、それをお人形さんにしていいのかとか、その表情はこれでいいのかといったようなことも検討しての今ゆるキャラの「きよひらくん」が存在してございますので、この800年の歴史、そして世界遺産登録をされたその名前にふさわしいような、例えばマスコットキャラクターがどういう形でいいのかというようなものはいろいろな方の議論があると思いますので、検討が必要かなというふうにご検討しております。

別のキャラクターというのではなく、もし実施するというのであれば、現在存在している「きよひらくん」とか県で観光部長を務めております「ケロ平くん」、そのあたりをマスコットキャラクターという形で活用していくのが一番のベストなのかなということで観光商工課では捉えています。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

世界最大のアクセスを誇る旅行の口コミサイト「トリップアドバイザー」でありますけれども、この第1位というのは4年連続京都の伏見稲荷であります。鳥居が連続してずらっと回廊沿いにあるところでもありますけれども、やはりこれもインスタグラムに投稿された写真にシェアがされたと、これが一番大きい。やはり、活用によって非常に有効なものになることは間違いのないところです。

それから、その中から、リピーターが多いといった話を先ほど申し上げましたが、目的が、物を買うという旅行から体験をするという、いわゆるコト消費と言うんだそうなのですが、何か物を買うモノ消費から、体験をする、その中でみんなからいいね！をもらいたいという、いろんな日本

の行事に参画をしたり、まちづくりに参加して町のお祭りに参加したりとかいう体験型が非常に人気であると。日本の農業体験をやったり、または青森であればリンゴ狩りをやったりといったことが非常に受けているということでもあります。

それで、こういった自分の体験を写真や動画でシェアしたいと考えていることがはっきりしているわけではありますが、この体験型の旅行、観光誘客ということで、青森県の例ですと非常に中国からのお客さんが多い、アメリカからのお客さん、依然東北で一番多い県なのですが、何が人気かということ、青森県を代表する農産物のリンゴなのですね。中国では非常に高級食材となっております。青森駅前の特設リンゴ売店では爆買いをするということだそうですが、それと体験型の農業ということでリンゴ狩りを行うことが、中国、台湾、タイ、このあたりの観光客に非常に支持をされているということがあります。

それで、先ほど課長の答弁の中でも、なかなかまだ体験型の設定が難しいといったようなことがありました。例えば、リンゴと言うなら平泉にも大文字リンゴもありますし、当然リンゴもぎ体験なんかもできる環境はあるのですが、そういった形の物から体験型へシフトさせる政策展開をやっていただく、ルート設定を、これを近郊の観光地、松島、仙台、それから山寺とか、六県は非常にアクセスのいい状況に観光地が連なっておりますので、そういった部分もぜひ検討していったらいいのではないかなと思うのですが、見解をお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

議員ご指摘のとおり、平泉には多くの観光客がおいでになりますが、残念ながらまだ通過型ということで、なかなか長期に滞在していただける状況にないというのが現実でございます。その一つの要因が、やはり体験できる場所がないというようなこととか、あと例えば買い物をする場所が少ないといったところが要因だというふうに捉えております。

昨年でございましたが、昨年、観光振興計画というものを策定いたしました。これは平成30年度を初年度とする5カ年の計画ということで、平成34年度までを目途とした計画でございます。その中で最も重要視しているのが、平泉は観光の町でもあります。農業を主産業とする町でございますので、農業掛ける観光ということで、体験ができ、また交流ができ、それで回遊をつくっていききたいというような計画をキャッチフレーズの中に込めまして計画を策定しているところで

す。その中には、例えば今お話をいただきましたリンゴもぎのような内容も含まれてございまして、具体的にリンゴというような限定はしてございませんが、例えば農業で果物を採取するときに体験をしながらその果物をとるとか、そういうようなものの中に加えてございます。あわせて、中国とか台湾のお客様はそういった体験をしながら果物をとるとかというようなものに大変魅力を感じるのですが、あわせてヨーロッパの多くの方々は、ウォーキングをしたり、健康と合わせた、そういう観光体験が魅力というようなお答えもございます。そういったことから、ウォーキング・トレイルとか、そういったものも整備して歩かせるというような体験を込めてこれから施策

の中に組み入れようということで計画をしているところです。

あわせて、現在行われている体験内容といたしましては、中尊寺さん、毛越寺さんで行われている座禅体験とか、それから秀衡塗の塗り工房で小さなストラップをつくったり箸をつくったりというような体験もできるような状況となっておりますので、あわせて体験の組み合わせなどを行いながら誘客に努めていければということで、計画どおりに今後事業を進めていきたいということで計画をしているところです。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

ちょっと視点を変えますが、町内の民泊を利用して宿泊されている外国人旅行者がいらっしゃるわけですが、こういったところに感想などの意見とか調査をしたことはありますか。

議 長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

宿泊施設に限った意見聴取というものはしておりませんが、日ごろの業務の中で、いろいろなお問い合わせとか苦情、それからご提案などはお伺いをしているところです。

議 長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

ありがとうございました。いろいろと説明を丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。

もう一点、これで観光関係については最後の質問にしたいと思いますが、若干ちょっと通告を外れているかもしれませんが、この外国人観光客のリピーター増の理由の一つに、繰り返しになりますが、日本の清潔さがあると言われていています。特に、ごみを拾う公衆道徳、全てに定着しているというのはなかなか口幅ったいところがあるのですが、国民性としてそのような国はなかなかないという実態があって、町が非常にきれいである、道路にごみが落ちていないといったことも日本を訪れる外国人観光客の人気の一つになっていっていると言われていています。

その中で、世界中から評価の高いのが日本のトイレ事情ですね。この高機能で清潔さが人気の秘密なのですが、秘訣であります、この本町の中の公衆トイレ、シャワートイレ化といったものについてもっと進めていくべきではないかと思うのですが、見解をお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今お話のとおり、海外を旅行いたしますと、日本のトイレ事情というものは本当に特段にすぐれているなという感触を持つところです。おいでになった外国人観光客が日本のトイレに来てな

かなか使い方がわからないということもございまして、実際、洋式便器のところを立てしまったり、靴のまま上がったというようなこちらではちょっと考えられないような事案も発生しているところですが、観光商工課では、駐車場が主になりますが、観光施設に附随する駐車場のトイレについては、利用の仕方なども含めてご理解とご協力をいただいているところです。

今ご提案のシャワートイレ化というようなお話でございしますが、ほとんどが今水洗化にさせていただいているところです。シャワートイレとなりますとなかなか高額となりますことから、その導入につきましては今後の検討ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

それでは、この項目をまとめたいと思っておりますが、訪日リピーターの多いアジア圏にはこの東北は次なる観光地として非常に候補に上げられているというふうに言われております。その一方で、英語圏の国々においては、情報量が圧倒的に少ないということもあって、特にも岩手県は最下位なのですね。そういったことで、歴史的なコースを好まれる英語圏の方々にとっての平泉は非常に有効なツールを持っているというふうに思うわけでありますが、やはりこういった認知の低い現状をもう少しSNSを活用した情報発信を続けていっていただきたいなというふうに思います。

東北には雪の景観を生かしたウィンタースポーツ、それから景色の美しさ、温泉の豊富さも外国人旅行客の好まれるところでありますが、こういった東京、大阪、京都といった今までの、従来の日本の観光のメインからの違いをアピールしながら、東北の魅力、平泉の歴史ストーリーを発信していくことが課題であるというふうに考えます。ぜひSNSを再度有効活用していただける取り組みを継続していただきたいというふうに申し上げ、次の質問に移ります。

防災・減災の観点からドローンの活用に関してであります。5月24日付の朝刊に載っておりましたが、岩手県ドローン協会が5月23日に雫石町とドローンを活用した災害時等業務協力協定を結んだと報じられております。災害発生やそのおそれがある場合、ドローンを使って情報収集などを行う協定であって、県内自治体では初めての試みであります。町が年間委託料を払う形をとっておりまして、有償でのドローン活用協定の締結は全国でも初めてのケースだということでもあります。町が払う負担金額については、今後協議をしながら決定するというものであります。町の要請を受けて岩手県ドローン協会が協力する内容というのは、1つ目に災害現場の状況確認、2つ目に災害発生時の孤立者への物資輸送、3つ目に遭難者の捜索と遭難現場の撮影などです。

そこでお伺いしますが、本町におきましても、大雨による河川の氾濫、田畑や生活道路の冠水によって孤立家屋も発生した事例も多々あることなどから、こうした取り組みについて習う点は非常に大きいのではないかと思いますので、見解をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまのご質問されました内容でございますけれども、ドローンの活用については今後の災害時等には非常に有効な手段であるとは考えているところでございます。いずれ、ドローンの活用、まだまだこれからさまざまな面で猛発展してくるものではないかなというふうにも思っておりますし、町長の答弁の中でもさまざまな民間の研究機関等々の研究、または他自治体等での活用方法等も参考にさせていただきながら、それらの活用法については検討させていただきながら、その時期をはかりながら活用をさせていただければというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

こういった、取り組んでいる自治体が非常に増えてきているということで、いろいろ二、三調べてみたのですが、特にも仙台市では、前回のといたしますか、平成23年度の東北大震災の津波で多数の死亡者が出たことから、海辺にいる人に避難を呼びかける放送をドローンで行うといった、Jアラートからの大津波警報のメールを受信しますとドローンが自動発進するという仕組みの今実証実験をやっているところであります。

それから、静岡県県の浜松市なのですが、これも医薬品を配送するという実験をしております、平成30年度中には実用化をするというふうに報じられております。

高知県にあっては、特には全県が中山間地帯よりも山間地帯のようなところでありますが、この地帯への配送の効率化ということで、生活物資や医薬品の配送を、これはもう現実に行っているというところでもあります。

今後ますます増える平泉においての中山間地域、東稲山麓地域、こういったところに高齢者への生活支援、買い物支援ということで先行して行っている行政区はもちろんありますけれども、こういったところへの生活支援の観点からも、やはりこの実証実験を取り組まれるような検討というのは迅速に行うべきではないのかなと思いますが、もう一度お伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

議員おっしゃるとおり、現在高齢化が進みまして、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯が増えている現状があります。全国的にも、特区制度を利用いたしまして、そこで実証実験等も行われている状況は確認しております。近年は特に産業用の大型ドローンも開発されまして、安定して、それから防水機能もあり、運搬10キロまで可能というデータもあるということは確認しております。

ただ、やはりなかなか、特区というか、そこまでまだ平泉町は考えておりませんし、今後そのような形で具体的にどうできるかということ、先進的な自治体の例も調べながら今後の検討課題としたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

それで、このドローンは実は鳥獣害の被害対策にも実証実験が行われておりまして、東京都の奥多摩なのですが、ここでは自動フライトで追跡をする、出る、出現する、出没する時間帯を把握して、そのコースを設定したところを飛ばせるわけですけども、赤外線を照射しながら潜んでいる箇所の探索、それから個体数の確認も実は把握できるんだそうですね。そういった観点から、いろんな方面で今後有効活用はできていく、ぜひ町としても取り組みを続けていただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、雫石の話に戻りますが、役場前で行われてデモフライトでは、県内に1機しかないんだそうですが、大型のドローンが、直径が1.5メートル、重量が12.6キロだそうです。それで、5キロ圏内を自動で飛べて、最大7.4キロの物資を搬送できるというふうにしています。深谷政光町長の談話が載っておりまして、感想が「性能に大変驚いた。災害時の実働に問題なく、物資輸送などに大変有効である」というふうにコメントを出されておりました。

ぜひ、本町におきましても早期に導入計画を検討されますことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

通告2番、升沢博子議員、登壇質問願います。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

7番、升沢です。通告2番、升沢博子でございます。

大きく3点について質問をさせていただきます。

1つ目でございます。高齢者施策について。

まず、このたび平泉町が平泉町高齢者福祉計画第7期の中で平泉の高齢者の状況、そういったところがこの計画の中に出ております。高齢化率は36%を超えたと。そして、総人口も減少傾向にはありますけれども、65歳以上の人口構成が2,746名というところで、高齢化は急速に進んでいるところでございます。

そこで、平泉町は新しい総合事業という高齢者の施策の中で、元気な高齢者を増やすためということではいろんな試み、地域支援事業としての試みをやっておるところで、取り組みとしては非常にいい取り組みをなさっているというふうに評価しております。

そこで、1つ目でございます。高齢者の活動拠点整備についてということで、元気な高齢者を増やし、地域包括ケアシステムを進めるには、その活動の拠点となる場所の確保が望まれています。空き家の活用などで拠点となる場所を整備する考えはないでしょうか。

2点目でございます。誰でも高齢者を支援できる制度、介護支援ボランティア制度に取り組む考えはないでしょうか。

大きな2点目でございます。避難行動要支援者の避難行動計画の作成についてでございます。

平成25年に、国は災害対策基本法の改正によりまして、各自治体に要支援者名簿と個別計画の策定を義務づけてことしで5年を経過したところであります。そこで、災害時要支援者名簿が作成されたとは聞いておりますが、その次に来る個別計画の整備に取り組まれていると思いますが、現在の状況についてお伺いいたします。

大きな3点目でございます。観光振興計画と外国人観光客の対応について。

このたび町は平泉町観光振興計画を策定いたしました。そこも含めまして、1点目の釜石ラグビーワールドカップが2019年に、2020年には東京オリンピックと海外から訪れる観光客の対応が求められていますが、具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

2点目でございます。2017年3月まで実施された外国人観光客対応の定時通訳ガイド事業実施の実績及び成果はどうなっておりますでしょうか。

3点目でございます。駅なかガイド事務所の受付を外国人通訳ガイドの案内もできるシステムに拡大する考えはないでしょうか。

以上、大きな3点について質問をいたします。ご答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の高齢者施策についてのご質問であります。元気な高齢者を増やし、地域包括ケアシステムを進めるには、その活動の拠点となる場所の確保が望まれます。空き家活用などで拠点となる場所を整備する考えはないかのご質問にお答えをいたします。

現在、介護予防など元気な高齢者を増やすとともに、見守りや交流、さらに地域づくりにもつなげていこうと平泉いきいき体操を12行政区で実施しておりますが、ほとんどは地区の公民館を活用しているのが現状であります。少子高齢化が進む中、空き家も増加し、その対策や活用が求められている状況もありますが、管理や事故対応など課題もあり、町といたしましては、今後とも公民館など公的施設での活動を進めてまいります。

次に、誰でも高齢者を支援できる制度、介護支援ボランティア制度に取り組む考えはないかについてのご質問にお答えをいたします。

通常、介護支援ボランティア制度は高齢者が介護予防ボランティア活動などを行ったときにポイントが付与し、そのポイントが換金できるというものです。住民参加の意識高揚や元気な高齢者の社会参加などの効果があり、全国的には実施している自治体も見受けられます。本年度から一関市においては健診受診や健康講演会へ参加した場合、ポイントが付与し、景品に交換できる健康ポイント制度を実施いたしますが、介護予防のボランティアは今後ますます重要性が増すと予想されますので、平泉町で行うポイント制度としてどのような形が適切であるか検討し、今後の事業展開に反映させてまいりたいと考えております。

次に、2番の避難行動要支援者の避難行動計画作成についてのご質問、災害時要支援者名簿が作成され、個別計画の整備に取り組まれていると思うが、その進捗状況はのご質問にお答えをいたします。

国では平成25年の災害対策基本法の一部改正により、災害時にみずから避難することが困難で、特に支援を要する方については、避難行動要支援者として名簿を作成することが市町村に義務づけられたところであります。そこで町では、平成28年2月に策定した平泉町避難行動要支援者避難支援計画に基づき、関係機関が把握している要介護者や障害者等の情報等、地区の区長や民生児童委員が把握している地域情報をあわせ、自宅に生活の基盤がある方のうち一定の要件に該当した方の名簿を調整し、平成29年4月に名簿を完成させたところであります。

その後、完成した名簿から施設への入所や転出等の方々を名簿から除くなどの更新作業を随時行い、ことし2月下旬に避難行動要支援者名簿に登載になっている対象者に対し、個人の要支援者情報について、地区の区長や民生児童委員、自主防災組織などの避難支援等関係者に平常時から提供し、災害発生のときの円滑かつ迅速な避難支援等に備えるだけでなく、日ごろからの見守りなどに活用するための事前提供の同意、不同意の確認のための文書を郵送したところであります。4月中旬までに一定程度の回答はいただいておりますが、現在は未回答者に対して、地区の民生児童委員のご協力をいただきながら回収しているところであります。

回収等の状況については、名簿登載者数297名のうち一部対象者を除き236名の方に送付し、5月末現在184名の方が回答、そのうち146名が同意すると回答をいただいております。回答率は約78%であり、同意率も約79%になっており、引き続き、送付した対象者の皆さんが全員回答していただけるよう、回収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、今後も関係機関や地域情報の提供をいただきながら新たに要支援者名簿の要件に該当する方の調査を実施し、夏ごろを目途に名簿の更新を行い、新たな名簿登載者に対して同じように情報提供への同意、不同意の調査を行っていく予定であります。その後、情報提供に同意された方を対象に、要支援者情報のほか、地域支援者や地域情報などを盛り込んだ個別計画の策定に向けての意向調査を行い、計画登録する方については、区長や民生児童委員などの地域関係者の協力をいただきながら、年度内に個別計画を作成していきたいと考えております。

なお、個別計画策定においては、どこの市町村においても要支援者への地域支援者を誰にするかなどの非常に難しい課題もあることから、地域関係者に対しては個別計画の意義や制度の理解、策定の方法など検討、協議を重ねながら、特段のご理解とご協力をお願いし、個別計画の策定に

向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3番の観光振興計画と外国人観光客の対応についてのご質問の釜石ラグビーワールドカップが2019年に、2020年には東京オリンピックと海外から訪れる観光客への対応が求められていますが、具体的な取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

本町の外国人観光客の入れ込み数は、国のインバウンド対策などの効果もあり、平成28年約3万2,000人、平成29年が約4万人と、ここ数年で急激に増加しています。個別に見ると台湾が最も多く、次いでタイ、中国、韓国と続きます。外国人観光客の受け入れ対応としましては、観光案内所に英語と中国語の対応ができる職員の配置や、スマートフォンでQRコードを読み取ることができる町内誘導標識及び説明板を設置しているほか、観光協会ホームページの多言語化や多言語に対応したパンフレットの作成、音声ガイドペンの導入、平泉文化啓発DVDの多言語での作成、商工会と連携した外国人観光客受け入れセミナーの開催などの対応策を講じております。

また、昨年8月からは国際交流員を観光商工課に配置し、町のフェイスブックの英語での発信や商工会と連携して店舗内の英語表現指導などを行っています。本年度からは、国際理解や英会話についての学習が各行政区や団体でもできるように派遣体制も整えたところでございます。

次に、2017年3月まで実施された外国人観光客対応の定時通訳ガイド事業実施の実績及び成果はのご質問にお答えをいたします。

定時通訳ガイド設置事業につきましては、東北観光復興対策交付金を活用し、外国人観光客とともに移動しながら定時ガイドサービスを提供する事業で、平泉観光協会に委託をし、平成28年8月から平成29年3月までの8カ月、事業を実施したところです。ガイドの業務につきましては、岩手ひらいずみ通訳・ガイドの会に所属する通訳案内士の資格を有する方が対応し、ガイドスタッフは駅なか案内所に平日は1名、土日祝日については2名の配置を行いました。また、観光客からの問い合わせや意見、苦情を収集、整理するため業務日誌を作成しております。

実施状況ですが、定時通訳ガイドの対応件数は143件、305人となり、外国人旅行者が個人で旅行する人が多くなってきていることがわかります。個別で見ると台湾が113人と顕著でありましたが、アメリカ、フランスなどの欧米圏からも多く、全体では31カ国から旅行者が訪れている状況にありました。本事業を実施したことにより、外国人観光客の動向やニーズが把握できたことは、観光施策を考える上で大きな効果であったと認識しているところであります。

次に、駅なかガイド事務所の受付を外国人通訳ガイド案内もできるシステムに拡大する考えはないかのご質問にお答えをいたします。

現在、観光客の問い合わせや相談に対応するため、観光案内所については観光協会が、駅なか案内所については古都ひらいずみガイドの会が案内業務を担っており、国内、国外含め、ガイドの要請がある場合にはそれぞれ所管する団体に連絡をし、対応をいただいているところでございます。ご質問の外国人観光客に対応した定時通訳ガイド案内もできるシステムでございますが、今後ますます外国人観光客が多くなっていくと予想しているところであり、平泉の文化遺産や魅力を伝え、リピーターにつなげていくためには必要な方策であると認識しております。

一方、この事業を実施するためには、英語をはじめとする外国語を話せる人を常時待機させて

おく必要があること、あわせて係る人件費を含めた経費を捻出することが条件となってきますので、事業の実施にあつては、通訳ガイドを担う団体との調整や財源の確保が課題となってくると考えているところであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、1点目のこの拠点整備のことにつきましては、過去に延年荘、そういったところで高齢者を中心としたいろんな事業を行う場所としての整備があったところが現在なくなっていると。そして、今そういった地域支援事業ということで、さくらの会あるいは社会福祉協議会の認知症カフェとか、そういったところが場所をアピユイ、福祉活動センターで行っているところのようでございます。ですが、場所としてなかなか手狭になってきているということも聞いておりますし、やはり今後そういった空き店舗、空き家を使ったような形で高齢者が気軽に使えるような場所を整備していく必要があるのではないかなということでお聞きしたところでした。

次に2点目なのですが、介護支援ボランティア制度、このことにつきましては、多分担当者も、平成19年に介護保険の保険料を軽減できるのではないかというような、高齢者の社会参加を促すという形で東京都稲城市のほうで始まった制度のようでございます。私も非常に興味がありましていろいろ調べてみたところ、それから10年を過ぎているわけなのですが、その後アンケート調査、あるいは今現在実施している自治体というところも見てみたわけなのですが、平成26年度、ちょっと古いのですが、アンケート調査の中では200を超える自治体がそういった取り組みをしていると。この取り組みは、事業実施の根拠法として、地域支援事業の介護予防事業として総合事業の中の一般介護事業として取り組めるということで行っているところが多いようでございます。やはり委託しているのが社会福祉協議会というところが多いようでございますが、一定の効果을上げて、アンケート調査の結果からも確実に増えてきて、平成26年時点では東北はほとんどなかったのですけれども、現在は秋田県、それから宮城県多賀城、そういったところで取り組んでいるということのようです。

ただ、対価としてお金ということもあって、ボランティアとそぐわないのではないかと、そういう考えもいろいろあったようでございますけれども、各自治体あるいは社会福祉協議会のところで登録した方たちが1年間ポイント制ということで、1点が100円ということで、上限が大体5,000円という自治体が多いようですが、そういったところでかなり効果を上げているということがあります。答弁の中にもありましたように、一関市は健康マイレージ、元気高齢者にボランティアを促すという、そういった取り組みをやっているようですけれども、ここについて、多分担当課のほうでも調査をされていると思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

一関市の健康マイレージ、ことしから行うということで聞いておまして、やはり健康マイレージにつきましては、健康寿命もですし、あと健診率の、受診率の向上ということで対応したいと考えているようです。平泉町においても、受診率は低い状況にもありますので、それを勘案して対応も検討しておりますし、さらに、やはり元気な高齢者の方が地域でボランティアに参加するという生きがい、それからみずからの健康寿命を伸ばすということで大事なポイントでもあるということを考えて、例えばそれをあわせてできないかとか、総合事業で、現在だと百歳体操に従事しているボランティアの元気なお年寄りの方も現実にいることは確かですし、そこら辺との兼ね合いをどうするかとありますので、補助金絡みのことも含めて具体的に町としてどういうポイント制度がいいのかということを検討しておりますので、今後の施策に生かしていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

という所長のご答弁でございますが、具体的にそういったところも研究してみる、今後も積極的にそういう方法も考えてみるというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

積極的に取り入れて、どのような効果があるかを踏まえながら対応していきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ぜひともいろんな形で、ほかの自治体で取り組んでいる例ということもありますし、できれば平泉社協さんとか、そういったところの新しい事業という形で、こういったところも双方で取り組むような、それも一つの方法ではないのかなというふうに考えているところでございますので、積極的に研究してみるというところをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、大きな2番目でございますが、この避難行動要支援者の計画の作成につきまして、先ほど町長の答弁の中に、現在三百何名でしたか、登録の名簿は既にでき上っていると。名簿の提供について各地区に公開をしている、情報を渡しているということでもよろしいのでしょうか。今名簿を持っているのはどういった方なのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

名簿登載者は297名おりまして、行政区長さん、あとは民生児童委員さん等には名簿をお渡ししているところがございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

この名簿は、平成25年に改正された災害支援の関係の中で、もちろん今、平泉町は同意を得るためにいろいろ民生児童委員さんに本当にご苦勞をかけながら、各区長さんにご苦勞をかけながら調査をしているところというふう聞いております。この平成25年に改正された中で、同意を得た人に対する支援ということと同意がなかった場合、そして緊急の場合、本当に災害が起きた場合は同意ある、なしにかかわらず、名簿は関係者に渡して、もちろん緊急ですから、そういうふうに使用することができるという、改正でそういうふうになっているというふうに理解しております。

ただ、その後にはできた総務省から出ている中に、平常時からそういった名簿を渡すことができるというような文言も入ってきているようですが、それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

不同意の場合につきましては、条例等にそういった項目をつければ、平常時の場合でも名簿は提出できるということになってございますが、平泉町といたしましては、特に条例のほうには上げなくても、そういった事態、異常事態があった場合につきましては名簿を利用していただいて、要支援者の支援に当たるということを考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

自治体によっては、個人情報保護条例ということも入れた上できちんとした条例に規定をしているという自治体もあるようでございます。平常時から避難支援等関係者に対し名簿情報の提供ができることとしているという、そういった自治体もあるようですが、平泉町はそれがなくても、平時も渡すことが可能だというふうに解釈しているわけですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

確かに、条例のほうにそういった明記をして対応している市町村は全国的にも何カ所か、何市町村かあるようですけれども、平泉町といたしましては、そこまで条例に規定しなくても、先ほどもお話ししましたけれども、平常時につきましてもそういった名簿を提出して、要支援者の支援をするということができるといことで考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

わかりました。それで、先ほど伺いました答弁の中にもありましたように、現在同意率も79%というような形で、今後それ以上に同意をいただくようにということで、今、民生委員さんが中心だと思うのですけれども、行っているということです。そして、今後のことについてなのですから、同意をいただいた上に、各同意をいただいた方の個別の計画をつくるということになっているようですが、そのことについて今年度中に整備したいという、これもちょっと全国的に、先ほども答弁の中にもありましたけれども、やはり避難所までの誘導とか、それから災害のときに手をかすということに名前を挙げるということが非常に困難な状態になっているということもニュースとかでよく耳にいたします。

なので、多分平泉もその特定した方をお願いするというようなことがなかなか難しいこともあるのではないのかなというふうに思うのですけれども、それは今後、具体的にどういった方法で個別計画をつくっていくおつもりかお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど町長の答弁にもございましたが、県内市町村におかれましても、やはりそういった地域支援者を誰にするかというのがなかなか非常に難しい問題でもありますので、関係機関、区長さん、区長会、あとは民生児童委員さんの方々と協議をして、理解いただきながら支援者になっていただくということをやっぴり地道に重ねていくのが必要かなと思っておりますので、そういった取り組みを続けながら、支援者を幾らかでも多くするようにやっていきたいと考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ぜひ、ほか、一関市は既に平成26年、平成27年ごろにそういった個別の計画ということで、各担当者が集まって支援する方を選定するというような作業を続けて、あと大体7月ごろに名簿の改定というか、亡くなった方があったり新たに入る方があったりということで、その作業を今続けているというふうには伺っております。

そういったところを、平泉の場合は自主防災組織、そして区長さんもそうなのですが、一番負担の多い民生委員さんが本当にご苦勞をされて、なかなか書類一つについてもどういうふうに記入したらいいかわからなくて、足を運んで、そしてそれに回答いただくというような細かい作業もやっていただいているようでございますが、各地区においては、自主防災の組織の中には多分区長さんも含めて婦人会、あと協力隊も入っていると思いますが、そういったところから今後、個別計画をつくる上でどういった協力をいただくおつもりか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今同意をいただく作業をしているところでございまして、なかなか回答をまだいただいていない方につきましては民生委員さんに協力いただきまして、今直接自宅に行っていたいただいて、提出していただくようなことはやっております。

ただ、自主防災関係の方の今後の携わり方につきましては、ちょっとまだ検討させていただいて、できれば広く地域の中でもそういった関係団体が多ければ、この計画につきましても早くできるのかなということもありますので、自主防災の方々もできるだけ携わって関係していただければなと今は考えておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

課長の答弁のとおりだと思っておりますけれども、どうしても区長さん、民生委員さんへの負担というものが、まだまだ人数が足りない。そうすると、なかなかそういった調査も難しいところもあると思いますので、自主防災の組織であればある程度の人数といえますか、ちょっとほかの調べた自治体なんかでは、自主防災のほうに個別計画の名簿を渡して、自主防災で民生委員さん、区長さんと連携をとって動いているというような自治体もあるようでございますので、そこはやはり裾野を広くといえますか、そういった取り組みをしていただければというふうに思っています。

でも、いずれ個人のそういったところが、やはりどうしてももちろん同意いただくというのは100%にはならないと思いますし、個別計画の中には障害の程度とか、そういったところの個人的な情報も入っていると思いますので、非常に難しいところがあると思いますので、その辺のところでございまして、その辺のところが、そういった条例がないままに名簿をどこまで出せるのかなという、そういった心配もあったので、その辺はちょっと考えていただければなというところもありました。

いずれ災害はいつ起こるかわからないということで、あすにも、今にもというところもありますので、総務省のほうからも去年、平成29年の11月にやはりまだ策定していない、計画を立てていないところに早急に策定するようにというような省令も出ているようでございますので、その辺は早い取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に3番目、観光振興計画と外国人観光客の対応についてでございますが、まずこの中で先ほど、平成28年の8月から29年の3月まで8カ月間行った定時通訳ガイドの成果として外国人観光客の動向やニーズを把握できたというようなご答弁がございましたが、どのように把握できたのかについて伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今ご説明いたしましたように、平成28年の8月から29年の3月までの8カ月間、いろいろな方にご利用をいただきました。こちらで海外の方と直接お話しする機会が今までなく、いろいろな案内業務の中でお話を伺っていたところですが、実際一緒に同行していただいて、案内などを説明させていただいて、具体的に日誌をつけていただいている中で改めて出てきたことが、海外の方が中尊寺、毛越寺、それらの歴史といったもの、歴史的な背景を大変興味を持って知りたいというようなことが具体的にわかったということがまず一つです。

あわせて、達谷毘沙門堂のガイドの要請などもたくさんあったということで、平泉町は中尊寺、毛越寺だけではなくて達谷毘沙門堂というような貴重な史跡もあり、財源であるということが大変よくわかったなというところでした。外国人観光客、先ほど来から申し上げているように台湾からのお客様が一番多いわけですが、あわせてアジア圏だけではなくてアメリカ、それからフランス、イギリス、イタリア、31カ国もの国々から平泉町にお越しいただいているというようなことがよくわかったということが一番の効果だというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

そのほかに、外国人観光客の日本人観光客とは違う価値観、関心の持ち方とかそういったところもやはりあると思うのですが、その辺についての認識と申しますか、それはどのような把握をされたのかお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

この事業は観光協会のほうに委託をして実施いたしました。報告書のところでは具体にはなっておりませんが、通訳ガイドの方々からのお話をお伺いいたしますと、国によっては、台湾の方は大変風景や風光明媚なところがお好きですし、あわせて四季の移り変わりに興味を持っているということもありますし、中国の方は、逆に申し上げますと買い物に興味を持って、セブンイレブンとかコンビニに大変興味を持たれているというような情報などもございます。

ただ、おいでになる方々が団体旅行ではなく個人旅行の方が中心となっておりますので、国によって、その特色とかはまた別に、個人個人の方の好みというものも国だけでは分けられない、そういったものも新たにわかってきたというようなことが大きく上げられるというふうに感じております。あわせて、やはり平泉町ではガイドペンというようなものも整備いたしまして、一人一人自由に散策できるようなツールも整えているところですが、海外の方は、日本に来て、日本の方と触れ合えることに大変魅力を感じているというようなこともわかり、海外から来た方は、わかった日本語を使ってみたいというような要求があるということも新たな発見でございました。

なので、こちらが全て多言語で対応するというのではなくて、簡単な、ありがととかさようならとかこんにちはというようなことは、こういう場でこういうときに使うんだよというような

こともあわせてお話をすると、大変日本に来た価値というものを高めて感じていけるような、そういうものがございます。現地に住む私たちもですが、日本語で対応できるところは日本語で対応し、上手に向こうの方が日本語を使うということを促していくのも、日本に来た価値というものを高めていく一つの手段であるというふうに感じたところです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

やはり平泉の自然というものに非常に感動されたということは定時ガイドの方にも伺って、むしろ中尊寺、毛越寺だけではなくて、普通の日本人の暮らし、そこに触れたいという希望もあって、長島のような何もないそのままの田園風景といいますか、田んぼというか、それは平泉側もそうなのですけれども、そういったものに非常に感動された。なので、その辺はやっぱりその期間の取り組みが非常に功を奏したのではないかなと思うのですが、2年あるいは3年の定時ガイドの予定がその期間だけだったという原因は何でしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

この事業は東北観光復興対策交付金を活用しての事業ということで、8割が補助対象というような、そういう状況の中で平泉町がまず申請をして認可をされたところでした。今、委員おっしゃるとおり、この事業は3年間続けて、そしてある程度の町の体制をつくりたいということで申請もし、継続するつもりでございましたが、残念ながら2年目は採択にならずという結果で、実施を断念せざるを得なくなりました。改めて今年度の事業として交付金申請をしたところですが、今回も採択にならず、今回の補正予算でその分を減額するというような状況になっております。

平泉町は今、議員からもお話があるように、大変歴史が深く、その背景については、海外の方にご理解をいただくためには歴史背景も含めてたくさんの説明を要するというような特殊事情がございます。一方で、県内とか東北の中の観光地につきましても、歴史もありますが、世界文化遺産を理解していただくためには、平泉町は特にもその歴史背景というものが大事になってきます。そこがほかの地域と違うところかなというふうに考えております。

このような背景もありますので、できれば事業は、機会があったらばチャンスを見て実施したいという気持ちは担当課にはございますが、係る人件費、それから通訳・ガイドの会の方が現在、平泉在住が本当に少なく、多くが県外や県内から応援をいただいているところでございますので、人員要請とかも含めて基盤体制を整えないとなかなか実施には難しいのかなというところで、そこら辺が要因かということで考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

そこで、ことし、平成30年1月4日、通訳案内士法が改正されたのですが、これは資格を有しない人も有償で通訳案内業務を行えるようになったということで、地域限定、地域通訳案内士の育成に関する基本的な指針ということで示されたようでございます。これが、平泉のような、今課長のお話にもありましたけれども、歴史的な背景とか、そういったところが本当に求められているということであれば、現在数は少ないにしても、それに匹敵するような方もいるのではないかと。そういった人たちに、地域限定、地域通訳という形でご活躍いただくような方法もあるのではないかと。そうなれば、この観光振興計画の中にも、人材の育成のところに特例通訳案内士制度の導入も検討しますというような項目も入っておりますので、これ平成24年に廃止になった県の育成制度、その後やはり途絶えていると。今、ここ来年、再来年を見据えた形のもの、町が県や国にやはりそれを働きかけていくという岩手県の入り口、仙台と平泉とのこの距離感からいっても、ここでやれることというのはあるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

通訳案内士については、今議員がおっしゃられたとおり、多くの観光客が海外からおいでになる状況を鑑みて、国のほうで緩和施策をとっているというような状況にあります。一方で、現在、岩手ひらいずみ通訳・ガイドの会というものに通訳案内の部分を担当いただいているのですが、ここに所属する人数は、会員の方は45名おりますが、実際に動いていただける方が20名くらいということで、約半分ぐらいの方しか稼働ができないような状況となっております。先ほど説明したように、お住まいも盛岡、それから一関、秋田、仙台というような形で方々から来ていただいて、申し込みがありますとその方を数日前に手配して、その場に直行していただくというような体制をとっております。

ここのガイドの会では、歴史認識を日本語のガイドから英語に通訳するのではなくて、直接もう英語で歴史の背景から説明できるような組織となっておりますので、このガイドの実施に当たっては、平泉の歴史がわかるような、そういう研修なども受けていただいて、実際に直接現場で役立つような、そういう情報提供をされているというふうに伺っておりますので、そうやってまいりますと、英語能力だけが求められる平泉の通訳ガイドではなくなってまいりますので、その養成に当たってはかなりの時間と経費を要していくものかなというふうに考えております。

今お話あったように、この立ち上げについては岩手県に大変ご尽力をいただいて、この会を策定していただきました。会の皆様のご努力によって、今まで継続して事業が実施できたということは大変ありがたいことだなというふうに思います。新たな方向性ということになりますと、ガイドの会の皆様のご意向もお伺いし、また町としてどのような方向で支援ができるのかのあたりも含めて検討していきたいと思っておりますし、あわせて町内の方ができるだけ参加できるような、そういう体制も組み立てを行っていければというふうに考えているところです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

地域に限定された少し緩めた形の制度が、それだけのある程度能力を持った方を養成して、平泉の歴史も学んでいただいて、将来的に、ここ1年、2年で簡単にはできないかもしれませんが、そうすれば、若い人たちも今後の人材育成として平泉で活躍していただけるような、そういった場もつくれるのではないかなというふうに考えるのです。

なので、来年、再来年を見据えてというふうには申しあげましたけれども、やはり世界と日本というか、世界遺産ということでの取り組みと申しますか、先を見た、言語に関してもそういった人材育成を考えながら取り組んでいただければなというふうに、せっかく平泉にそういった、もちろん観光地のいいものも持っているのですけれども、この手つかずの自然、そこを本当によくわかってもらえているのが、平気で平泉中、車にも乗らないで歩いてくださる外国の方が結構いらっしゃるということですので、そういうところをやはり日本人とは違う視点で捉えていくということも必要ではないかなというふうに思います。では、ぜひ前向きなそういった取り組みをやっていただければと思います。

私は今3点質問いたしました。1点目、2点目につきましても、やはり高齢者ということで、高齢者の施策はきめ細かな、手の優しさといえますか、そういった施策をぜひ町長にもとっていただきながら、いろんな形で今後、各地域が主体となった要支援、支援をするための相談、取り組みというのはやっぱり各地域ごとに取り組んでいく形になると思います。そうすると、どうしても地域ごとに格差といえますか、現在もいろんな支援を行っている地域となかなか取り組めない地域というのはそういった格差が出てくると思うのですけれども、非常時に隣近所が一番の支援体制がとれる地域をつくるのもやはり町としての支援があつてこそではないのかなと思いますので、そういったことを申しあげて、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

通告3番、佐々木雄一議員、登壇質問願います。

9番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

9番、佐々木雄一です。

一般質問に入る前に、きょうの傍聴者、区長さんが多いようでございますが、これほど傍聴席が埋まったのは久しぶりでございます。インターネット中継で勘違いされた方が、本当は遠くから来られなかったり、日常仕事で来られない方のためにインターネット中継で録画をしたはずでございましたけれども、このように大勢の区長さん方が来て、議会の臨場感をぜひとも多くの町民に傍聴席に来ていただくよう、これからもよろしくお願い申し上げます。

さて、一般質問に入らせていただきます。

さきに通告しておりました3点についてお伺いいたします。

2年前の議会では、達谷や戸河内においてイノシシの被害が拡大しているという一般質問が多くありました。あれから2年が経過し、この間被害防止計画が策定をされ、町内全域を対象とした軽減目標を定めて、猟友会との連携によって被害の拡大防止に努めてこられました。しかしながら、人口減少と裏腹に野生動物が増加し、鳥獣被害が拡大している現状であります。実際に、私も田植え時期に夜中にニホンジカ3頭と遭遇いたしました。まさかここにシカがいるとはという気持ちでありましたし、また今後の農作物への被害と国道4号線等の車の事故等が心配になり、県南振興局一関農林振興センターに問い合わせしてみました。

統計は古いのでありますが、平成28年度の被害面積は110.57ヘクタール、金額にしますと2,678万3,000円に上るそうであります。この被害の多くがイノシシの被害であり、前年の5倍増となっているということでもあります。それが平成29年度も拡大し、さらに本年も拡大している、ということでもあります。イノシシのほかにも、ニホンジカの被害も拡大しているということでもあります。

イノシシの出現は平成19年度に奥州市で目撃報告され、平成23年度に一関市で県内初の捕獲が行われました。一関市と奥州市に挟まれた当町に出現することは時間の問題とされておりました。平成30年度4月のイノシシの出没件数は県内17件の報告があり、そのうち平泉は3件あります。そのほかで多いのは盛岡と雫石町の4件でありました。県内一面積のない当町にしては、面積当たりの出現率は異常としか思えません。

このように被害が拡大しておりますが、現状の農作物の被害の状況はどのようになっているかお伺いいたします。イノシシとニホンジカ以外にも、農作物への被害をもたらす被害防止計画の対象鳥獣種類をお伺いいたします。さらに、当町の被害防止計画はどのようになっているのか、あわせてお伺いするところであります。

次に、今さかんにダンプカーが行き交い、重機がうなりを上げております東北自動車道（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業に関してお伺いいたします。

この事業は平成33年3月完成に向け、工事が進められておりますが、その進捗状況はどのような状況でありましょうか。また、このスマートインターが完成すると、町道祇園線に交差するラウンドアバウトで接続になります。町道祇園線は平成28年度から改良工事が行われております。スマートインターチェンジの目標通過台数を達成するには、高田前工業団地への企業誘致が必要であり、高速道路から3時間の接続なども企業誘致の有利な材料となると思われませんが、現在の

町道を経由しますとカーブが多く、大型自動車の通行は大変きつい状況であります。これらの状況から、今から町道祇園線の後のスマートインター関連道路の選定や調査が必要と考えます。町道祇園線の整備後の周辺道路の整備計画と改良優先順位はどのようになっているかお伺いいたします。

次に、寄附採納についてお伺いいたします。

当町でも多くの寄附採納が行われておりますが、それらの要綱や規約、規定など受付基準はあるのでしょうか、お伺いいたします。さらに、土地改良事業で佐野原、祇園、新井田地区の南平泉地区圃場整備事業が昭和58年に完成し、同年4月7日に寄附の申し出がされております。同じ時期に一関市にも同様の圃場整備事業で申し出がされ、5日後の4月12日には一括して寄附採納通知書を送付されております。この南平泉地区圃場整備事業の申し出の寄附採納の処理をどのようにされているのかお伺いいたします。

以上、3点についてよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

佐々木雄一議員からのご質問にお答えをいたします。

最初の鳥獣被害対策についてのご質問の被害の状況はどうなっているかの農作物の被害状況を伺うのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

平成29年度の野生鳥獣による農作物の被害状況につきましては、稲、果樹、野菜、飼料作物など合わせて約10ヘクタールの被害を受け、被害金額が約2,000万円に上っております。主な内訳としては、果樹が2.6ヘクタール、1,000万円、稲が2.5ヘクタール、約300万円、野菜が42アール、約360万円、飼料作物が4.3ヘクタール、260万円となっております。

次に、対象鳥獣の種類を伺うのご質問にお答えをいたします。

対策対応鳥獣の種類につきましては、鳥類ではカラス、スズメ、ヒヨドリ、カワウ、サギ類を、獣類ではハクビシン、キツネ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマを対象鳥獣としております。

次に、当町の被害防止計画を伺うのご質問にお答えをいたします。

当町の被害防止計画につきましては、平成28年度に作成しており、計画期間は今年度までの3カ年で、平泉町全域を対象に被害の軽減目標を定めて被害防止対策を講じているところでございます。また、対象鳥獣の捕獲等については、平泉町鳥獣被害対策実施隊及び西磐井猟友会平泉支部と連携を密にしながら、平泉町鳥獣被害対策防止協議会を組織して関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努めてまいります。

次に、2番のスマートインターチェンジについてのご質問であります。

整備計画の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

平泉スマートインターチェンジについては、平成26年8月の連結許可後、実施設計等を行い、東日本道路株式会社東北支社で平成28年度から用地買収を実施、平成29年度からは一部附帯工事

について着手しております。平成30年4月に本体工事の業者が決定しましたので、今後本格的な工事が実施されます。また、町道祇園線においては、各関係機関と協議後、用地買収を行いながら平成28年度から（仮称）太田川橋橋梁下部工工事を行い、平成29年度は同橋梁の上部工工事を行っております。なお、平成30年度は主要地方道平泉巖美溪線から（仮称）太田川橋橋梁までの取りつけ区間の道路改良舗装及び町道祇園線の一部道路改良を実施し、あわせて未買収用地の用地買収を行う予定としております。これらを含めました平泉スマートインターチェンジ関連道路網に伴う進捗率は、事業費ベースの平成29年度末で26.8%となっており、平成30年末には54.2%となる予定であります。平成33年3月の開通を目指し、順調に推移しているところでございます。

次に、町道祇園線の整備後の周辺道路の整備計画はあるか、あれば優先順位としてはどの路線になるのかのご質問にお答えをいたします。

町道祇園線を整備後に周辺道路の整備計画は現在のところありませんが、周辺開発の状況等を考慮しながら、必要に応じて道路整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、3番の寄附採納についてのご質問であります。

寄附採納の受付基準はあるかのご質問にお答えをいたします。

明確な基準はありませんが、寄附申し出のあった土地の公共性や利用価値、維持管理経費や周辺住民に対する影響等を調査した上で判断しております。

次に、佐野原、祇園、新井田地区の南平泉土地改良区の改良後の寄附採納の現状についてはどう処理しているのかのご質問にお答えをいたします。

この地区は当時の照井土地改良区で圃場整備した地区であり、公衆用道路及び水路敷について、昭和58年4月7日付で照井土地改良区より平泉町へ土地を寄附した旨の申し出があったところですが、平泉町としては、維持管理に膨大な経費がかかることを理由に一部町道認定した土地以外の寄附は受けていない状況であり、今後照井土地改良区と協議を重ね、維持管理区分を明確にしながら、寄附採納のあった土地の取り扱いを検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

当町の鳥獣被害は平成29年度で2,000万円というふうになっておりますが、県にいったところが平成29年度はまだ集計していないということなのですが、町の被害額なり被害件数を県で集約して一関地方の件数なり金額になっているのかどうか、お知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

町の部分については、農家組合長さんを通じて調査をしております、これが県のほうにいつて集計になるものと考えておまして、現在、今把握している数値を今回は申し上げております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

被害額の算定についてどのような算定の仕方をするのか。例えば達谷にあった田んぼで田植えをした後にイノシシがその田んぼの泥をかき回してというのは、どのような算定額になるものなのか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

年明けてから年度末に調査をしますけれども、それぞれの農家の方々から面積等を出していただきますし、県のほうの基準がありまして、面積当たりの収穫量等がそれぞれ農作物ごとにありますので、その単価を掛けて算出しております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

そうしますと、平成29年度は2,000万円の被害だということなのですが、これは年次で持っていると思うのですが、この前々年、3年ぐらいはどのような経過をたどっておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

平成28年度につきましては約1,000万円、平成27年度につきましては約360万円でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

そうしますと、例えばイノシシの出没件数なども報告がなければやはり件数にならないと思うのですが、平泉は報告に一生懸命な町だということになるのか、それだけイノシシが相当数増えてこのように見えるようになってきているのか。また、シカなどのものもそのようになってきているのかの動向をどのように把握されておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

主要施策成果報告書にも書いておりますけれども、先ほど議員がご指摘のとおり、県内では一関で平成23年9月に初めて1頭捕獲されたのがイノシシですけれども、その後に平泉町は平成24年に1頭目撃が初めてあって、実際に捕獲されたのは平成28年の3頭が最初です。そして、平成29年、昨年度は12頭捕獲しているというふうなことで、ニホンジカにつきましても同じように平成28年度は2頭でしたけれども、昨年度は7頭というふうなことで、実際目撃については、その都度被害があった場合については猟友会のほうに話をし、駆除等の対応をお願いしているところ

ろです。この実績につきましては、目撃情報というふうなことではなくて、実際に調査をして、農家の方からの被害があったというふうな報告を受けたものの集計でございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

このようにどんどん増えてきているという、人間が減っている中で動物等が急速に増えてきているということでございますが、そうしますと、防止計画についても3年計画でつくられておるようですが、この軽減目標が達成されているのかどうか、それは種類ごとにどのようになっていますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

3カ年の計画ということで、平成28年度から今年度まで、平成30年度までの計画になってございます。基本ベースがその前の平成25年から平成27年の実績を踏まえながら計画を立てておりまして、先ほど申し上げましたけれども、平成27年のときには360万円ほどというふうなことで、その前年、平成28年につくりましたので、それをベースにつくっておりますので、現実的にはこの計画にはなかなか到達していないというふうな状態でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

3年計画の3年目ですが、いずれこのように被害が拡大傾向にあるということは抑止できていないというのが現実だと思うのですが、これら現在の猟友会の協力等で一定程度の捕獲はしているが、それが追いつかないぐらい急速に増えてきているということでもありますから、次の計画もあるとは思いますが、平成30年度、ことし何か新たな取り組みなり、今で抑止できていないので、何かするというような予定などはありますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

平成28年以降、鳥獣被害防止実施隊というものを当町では平成25年に組織しておりますけれども、県の補助事業を使って、100%補助なのですけれども、3人以上の団体を組んで電気牧柵を設置するというふうなものを平成27年度にも行っておりますし、昨年度も戸河内地区のほうに行っております。

なお、わなとかそういった箱わな、くくりわな等の資材についても年々購入しておりますし、あとは定点カメラ、自動で動物に反応してシャッターを切る、あるいはビデオを撮るというようなカメラについても昨年2基購入しておりますが、ことしも5基増やすということにしておりま

して、さらに定点カメラについてはSIM対応ということで、1台については即座に携帯のほうに連絡が来るというふうなことで特に熊等、人体に危険を及ぼすようなものについては即対応できるような体制をとろうというふうなことをしておりますし、あと電気牧柵につきましては、100%の補助についてはことしも1カ所予定しております。

さらに、単独事業で、団体ではなくて個人の農家の方々についても補助制度を創設しまして、昨年4件の実績があります。ことしも今のところ2件申し込みというか相談があって、これもことし対応したいというふうに思っております。

あと、それから今実施隊の方々10名おりますけれども、資格者を増やそうということで、平成28年度から県のほうで3回講習会と試験があるわけですけれども、そのうちの1回、受講希望者を町のバスで送迎をしまして、初年度は7名の方に新たに資格を取っていただいております。昨年は9名の方に取っていただいております。資格を取ったからといってすぐに実施隊に入るというふうなことではなくて、これから経験を積んでいただいて、猟友会の方々と相談をしながら実施隊のほうを増やしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

これだけ増えてくると、緩衝地帯なり、牧柵だと圃場なり畑なりを囲うということになるのだと思うのですが、市とか町の境は関係なく超えてくるわけでございますから、県を主体にして一関とか平泉、奥州市である程度大規模なそういう計画などを一度、相当数を駆除しないと、これは今後とも居ついてしまう状態にあるように素人目では見えるのですが、そういう専門家からのアドバイス等はないのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

議員おっしゃるとおり、広域的な取り組みは確かに大事なというふうなことで、それにつきましては県が中心になりまして、振興局単位あるいはもう少し県南ブロックというふうなところで研修会等も開いておりますし情報共有などもしておりますので、そういった自治体の枠を超えた取り組みについては県が主導になって対応していくものかなというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

いずれ被害のイノシシ、シカだけでなく、カモシカも駆除していいのですね、先ほど対象の中にカモシカというのがあったと思うのですが。それと、最近ではタヌキを見るのですが、あれは対象外ということになっているようですが、そこら辺の事情はどうなのでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

カモシカにつきましては、ご存じのように天然記念物ですので、これは駆除することはできません。ただ、計画を立てて、きちんと県の認可をいただければ駆除することも可能ですけれども、これについては地道な調査等も行って、個体数などを正確に把握して、そういった県の認可等が下りればそういったことになりますが、ここで言っているのは被害防止することですので、捕獲とかではなくて電気柵とかそういったもので防止するというような形です。

それから、タヌキにつきましては、最近見られるようではありますが、この計画の中に、ちょっとここにタヌキが入っていないというのについては後で回答したいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

タヌキがいるかどうか、タヌキの被害は少ないのかもしれませんが、いずれそこら辺も含めて万全な対策をとらないと、もうすっかりここら辺にも、町なかにもシカが堂々と闊歩するようになるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、スマートインターチェンジについてお伺ひいたします。

順調に工事が進んで、事業費ベースですと4分の1、ことし中では半分のペースで進んでいるということでございますが、それらの中で事故という話は聞かないのですが、工事に関係した事故等は発生しているか、いないか、お伺ひいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

今のところ事故が発生したという報告はございません。事故防止に関しましては特にも十分注意するようにとということで、ネクスコを通じまして業者のほうにお願いしているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

次に、祇園線関連で言いますと、祇園線は今工事中でございますから順次でき上がってきますが、スマートインターからの出口となるとラウンドアバウトで祇園線に入るわけですが、その後工業団地を意識したときに、現在ございますのは南北に2本大きいものがございますが、佐野原線と佐野原祇園線がございます。そして、それを經由しますと、あとは根汀線で笹谷線に結びつくというような大変複雑な路線をたどるわけですが、今のところ計画はされていないということですが、これらのインフラについてはある意味では先取りしないと、もう平成33年3月には開通するわけでございますから、これの効果を最大限使うためにも、やはり道路整備は急務かというふうに思うのですが、これらの現在ある佐野原線なり佐野原祇園線をそのまま延長して使うのかどうかという調査なり検討するという雰囲気、そういう計画がないというのだから、計画をつくる気

はございますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

今お話しされました2つの路線等につきまして、整備するとなればかなりの事業費も要するわけでございますので、今のところの計画はございません。開発計画も含めました道路整備の計画を立てる中で検討していきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

長期の取り組みにはなると思うのですが、そこら辺も含めて先を見た投資をしていかないとなかなか企業も人も定着しないということだと思つるので、そこら辺は早目の計画をお願いしたいなというふうに思うのです。

次に、寄附採納ですが、当町においては綱領も規約も何もない状態で受けているわけですが、ほかの市などでは寄附採納の要綱をつくっているところもございますが、これら今までどおりで進むということに何ら問題はないでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまの質問について、一般の寄附ということで捉えてよろしいでしょうか。

それで、一般寄附につきましては、今議員ご指摘のとおり、現在のところ受け付けに関する基準等は定めてはおりません。ただ、他の自治体等におきましては、実際的に詳細な基準等も定めまして対応している部分もございます。先ほど、実際に寄附をいただく物件等に関しましての公共的な流用性ですとか今後の維持管理に係るさまざまな費用ですとか、それらもこう勘案しまして、それらを含めた内容の条件等も今後整備していく必要性はあるものかというふうに考えてございますので、他の自治体等の要綱、条例等も検討させていただきまして、今後の対応にさせていただきますというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

寄附採納の関係では、利用価値なり管理費なりで判断していくということなのですが、次の質問であった佐野原、祇園、新井田地区の土地改良区にかかわって、この地域の寄附採納が昭和58年の4月7日に申し出がされてもう35年たっておるわけですが、スマートインター関係でこの地域の祇園2号線の寄附採納を申し込んだというのはそのとおりですね。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

当事業に関連しまして、一部用地買収の必要が生じたということがございまして、寄附のお願いはしたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

隣の市は一括で不動産に関しては寄附採納を受け付けて、当町ではそのように申し出から35年たって、そこにどうしても必要になったからその部分だけ寄附採納というのは、団体とか自治体ではそういうことも可能なのだと思うのですが、人間社会で考えますと、現金で寄附をしたと、寄附したけれども受けられないと。35年たって、実は必要になったから寄附してくれと言っているように感じるわけですが、実際土地改良区での今回の寄附採納に関して議論があったそうでございます。一度寄附採納していて受けていないのだから、有料で買い取ってもらえという声などがあったように聞きます。

私はこの地域、いや全部、土地改良区のことを寄附採納一括で受けろということを言っているのではないのですが、今後も開発で道路関係等も先ほど言ったように計画するとすれば、該当する地域も出てくるわけですが、そのたびに寄附採納を申し出るということを繰り返すのですね。どうなのでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

この案件につきましては、昭和58年に申し出がありました、その際に日常的な維持管理は改良区で行ってくださいということでお願いした経緯がございます。それで、返事が来なかったものですから、当時は寄附を受けなかったということでございます。災害等がありまして、大きな被害があれば、それは当然町でやりますけれども、日常的な維持管理は改良区にお願いしたいという話をして、それは返事がなかったから寄附採納を受けなかったというような経過だというふうに聞いてございます。いずれ今後ともそういう必要な場合には、改良区のほうには公共用地でございまして、寄附のお願いをしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

日常的補修に対して返事がないから受けなかったというお話ですが、例えばこれからあの地域で、スマートインター関係で、平泉でスマートインター周辺土地利用事業等が開始されるわけです。そうしますと、またさらに開発可能地域が広がってくるというようなことになると思うのですが、その都度その都度、そういう寄附を申し出るといのがやはりいかなものかという気がするのです。そこで、この地域だけでもある程度大きいところの寄附採納を受けておくということは考えたことはございませんか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

先ほどお話ししました箇所の寄附をお願いするときに、改良区に行きまして、今後の取り扱いについて、再度どのような方法で進むか検討していきましょうというお話をさせていただいたところでございます。今後、寄附は相当年月もたっておりますので、この取り扱いについては改良区と協議をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

それと、町道佐野原線、これ平成19年3月に町道認定しているのですが、これの登記はしなかったのでしょうか。たまたま私も境界の立会で行ったときに照井土地改良区が来たので、町道になっているはずだと私は思っていたのですが、照井さんにどうして来たのですかと言ったら、いや、うちのほうの土地になっているという話なのですが、これらの処理はどのようになっていますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

町道認定と底地の権利は全く別なものでございます。例えば私有地でも町道認定することはできますので、必要に応じて登記はしますが、あの地区につきましては改良区の土地だったということもございまして、そういうことで所有権移転登記はしなかったということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木議員。

9 番（佐々木雄一君）

認定と登記が違うということなのですが、別な地域においても、町道になったところを寄附していたのだけれども、相続のときに自分のところの相続になっていたということで騒いだという事例もあるようなのですが、それと同時に、来年国会に提出されるようでありまして、所有者不明土地の処理等が出てきていますが、これらは、行政として認定したところを登記しておかないというのは、代々の建設課長は、費用がかかるから、それで浮かしているというような話をされますが、本来的に登記システム等の行政がそういう部分を混乱させるということは、例えば大震災のときでも、山の権利が代々登記をしてこなくて遡って大変な手数、時間がかかったという事例があるわけですが、そこら辺からすると、こういう認定と登記は違うということでもいいのかどうか。今後もそれを進めるのですか、お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

過去の道路改良事業につきましては、寄附をいただいて改良したのも多々ございます。分筆だけしまして、町への所有権移転登記が未了というのも多々ございます。本来であれば、それを町に所有権移転登記するのが本来だということはと思いますが、先ほど議員もおっしゃるとおり経費もかかりますので、管理上支障のない範囲におきましては今のままでやっていきたいというふうに思っておりますし、今後新たな法律も検討されているようでございますので、それに照らし合わせまして、必要な箇所につきましては、所有権移転登記も徐々に進めていければというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

これは町長にお聞きしますが、団体と団体の間で35年経過していても、そこら辺都合のいいところだけくださいというような状態がずっと続けばいいのですが、次に必要なときにそうではない状況が発生する可能性もますます高まっているように私は思うのですが、そういう部分で今後、町としてどのように判断されていくのか、決意なり所見なりをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

寄附採納についてはいろんな、今考えるとこうだということもあると思いますし、当時のそういった状況も当然あるというふうに思います。そういったことが、ある意味では寄附採納については慎重に、出すほうも受ける側も、むしろ今受ける側の話というふうに認識しての答弁ということにさせていただきますが、いずれ実際それを受けることによって、今回は道路だったり、そういった部分とか用水路等も含まれていると思います。うちのほうも税金を預かって皆さんに福祉の向上をやるわけで、提供するわけですから、そういった意味ではやっぱり慎重にやらなくてはならないというふうに思っております。これはただでやるから、例えば無償ですから受けてくださいと言っても、その後膨大なことがかかるということになると、今回の案件のみならず、やはりある程度町としての計画を持って、この地域は今後こういうふうにとるか、この物件については今後このように活用するとか、ある程度の目標も持ちながら、寄附採納についてやっぱり慎重に対応していかななくてはならないというふうに現時点では認識しております。

ただ、先ほど課長も答弁したように、今後さらにそういった部分も再検討させていただきながら、対応についてはさらに内容等も把握しながら、慎重に対応させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

先ほどの鳥獣被害対策の中で、防止計画にタヌキがないのはどうしてかということでしたが、

私もなぜないのかなと不思議に思ってよく見たら、単に落ちておりましたので、大変申しわけありません、タヌキも入っております。ということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

これで佐々木雄一議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は明日8日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした

散会 午後 2時58分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 真 籠 光 幸

同 高 橋 伸 二